

○玖珠葬斎場 施設使用料

区分	種別	単位	使用料		備考
			玖珠郡住民等	玖珠郡住民等以外	
火葬室	12歳以上の遺体	1体	15,000円	30,000円	
	12歳未満の遺体	1体	12,000円	24,000円	
	生後1ヶ月未満の遺体及び死産児	1体	8,000円	16,000円	
	その他	1個(50kg以下)	8,000円	16,000円	
霊安室	遺体保管	24時間以内	3,150円	6,300円	1時間増すごとに130円を加算する

※「玖珠郡住民等」とは、死亡者の死亡時の住所地又は死体(胎)埋葬許可を受けた方の住所地が、玖珠町、九重町及び、日田市の方をいいます。

※「その他」とは、人体の一部、胎盤等の汚物、葬骨その他このようなものに類するものをいいます。